

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

経済システムと民族的性向：
フィジーにおける協同組合制度の導入過程の分析を
中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2012-02-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 丹羽, 典生 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/4534

経済システムと民族的性向

—フィジーにおける協同組合制度の導入過程の分析を中心に—

丹 羽 典 生

目 次

1 序論	3 協同組合の導入過程 (1947年以降)
1-1	1) 制度的側面
1-2 フィジー人と経済開発	2) 人々の動き—ナンログ・ナヴォサ協同組合の事例
2 協同組合の導入以前 (1947年まで)	4 協同組合導入初期の問題点とその解決への提案
1) 制度的側面	
2) 人々の動き—結社・社会運動の存在	5 結論—システムの性向のもつれ合い

1 序 論

1-1

本稿では1940年代のフィジーにおける協同組合制度の導入初期の状況を素材として、開発する側とされる側の双方の関係の在り方の一側面について明らかにしていきたい。人類学における経済発展／開発（以下では、開発と表記する）研究において、開発と文化という問題設定は一般的なものであるといえる。なぜなら、第一に、「経済開発とは、技術や知識だけでなく、その背景にある思想や価値などを巻き込んだ大きなまとまりとしてもたらされる」[岡本 1996 : 5] ため、多くの場合開発する側である先進国で通用している技術や知識が、開発される側の諸社会に脱文脈化されて移植できるかどうかは一概に言えないからである。そこに通文化的な比較について議論する余地が生まれるといえよう。

開発をめぐるこの通文化的問題を開発する主体の側の意識に照準を合わせてみれば、開発される側の人々である「『彼らには固有かつ独自の歴史と意向がある』という文化相対主義的倫理と『彼らの生活水準を引き上げて救済する』という進化主義的欲求の奇妙なブレンド」[棚橋 1997 : 105] を見出すことができる。近年、住民参加型の開発などローカルな社会の意向を組み込んだ開発に着目を浴びているのは [関根 2001 ; 子島 2002], こうした文化相対主義的倫理と進化主義的欲求の齟齬に無自覚ではいられない、開発する側の主体の分裂を表しているからであろう。

では、開発される側からは以上の問題はどうか捉えられるのであろうか。開発をされる側としては、政治経済的な力学のなかで受け身的な立場から自己を形成せざるを得ない位置に置かれているといえよう。ブルデューの前資本主義社会が資本主義化される過程のメカニズムに関する以下のような見解は、開発という現象にも当てはまると思われる。彼によると、資本主義の発展の結果生み出された経済組織はそれ自体の「自律的に作動するシステム」となっているため、それが滞りなく作動し続けるためには、各人に対して、「ある特定の類型の実践と経済的性向」を身につけるよう求めるという [ブルデュー 1993: 13-14]。経済システムとそれを下支えする性向が同時並行的に進化したような先進国の諸社会ではなく、植民地経済を極端な事例とするような従属的な経済的状况においては、人々は資本主義によって生み出されたシステムを「機械的で、受動的な適応」によるのではなく、これまでの生活で培ってきた「伝統的な性向」のもと「自ら創意、工夫」することによって適応を試みることになるのである [ブルデュー 1993: 9-19]。

本稿の主題である開発に関連させて、換言すると以下のようになる。フィジーにおいて先住系社会の開発が問題になった際、協同組合という経済システムが着目を浴びた。なぜなら、協同組合はすでに出来上がったシステムであるが、フィジー人に備わる「伝統的な性向」と齟齬が少ないと時の政府やフィジー人自身からも想定されていたからである。しかし、以下でみていくように、実際の導入過程を検討すると、若干複雑な事態が明らかとなっていく。そこで、本稿では、開発する主体（政府）と開発される側の人々（フィジー人、インド人などの一般人）双方の経済組織に対する理解に焦点を当てて、協同組合導入過程にあらわれてくる両者の思惑と実際の帰結とのズレに着目したい。いわば、開発という現象を事例にした、両者の絡み合いの関係が分析の俎上に乗せられていくことになる。

次節において、本稿の対象であるフィジーに関して、先住民の経済開発問題に焦点を当てつつ整理する。2章、3章で、協同組合の導入にまつわる経緯について、開発する主題である政府側の意向、開発される側であるフィジーで生活していた人々の理解に着目して記述・分析していく。そして最後に、「フィジー人に適した開発」とは何かという問題に関する両者の理解の違いに、協同組合導入初期に起きた混乱は起因していることを考察する。

1-2 フィジー人と経済開発

フィジーの現在の経済体制になった起源は植民地時代にまでさかのぼる。フィジーは1874年大英帝国下の一植民地となった。フィジーの初代総督アーサー・ゴードン (Arthur Gordon) (在任期間1875年-1880年) は、ニュージーランド・マオリのおかれた惨状を目の当たりにしていたことから、フィジーにおいて植民地統治を布くにあたり、先住民であるフィジー人に対する手厚い保護政策を積極的に推進した。この政策のもとで、プランテーション労働に従事することから免れたフィジー人は、他方で、出身村落で自給自足的な生活を送ることが推奨された。

また、ゴードンは保護政策の一環として、フィジーにおける土地の売買も規制したため、フィジー人は地主として国土の83%以上の土地を所有することになった。

しかし、同時に植民地としてのフィジーは、独自の経済的基盤を確立・安定化する必要に迫られていた。インド人契約労働移民のサトウキビ・プランテーションへの導入策は、植民地内の労働力不足を解消するとともに、植民地の安定した財源を確保することを目的としていた。原住民であるフィジー人保護政策のいわば陰画として、植民地経済を支える労働力としてのインド人の存在が必要とされたわけである。こうして、現在にいたるフィジーの経済構造が成立したわけであるが、フィジー人を農村生活に囲い込む政策は、彼らが開発の恩恵から取り残される負の側面を持ってもいた。

ただしフィジー社会は市場経済とまったく無縁のまま放置されていたわけでもない。政策上の問題点は植民地時代の比較的早い時期から意識されており、改善策も逐次試みられた。たとえば、植民地化されてまもなく短期間(1905年-1912年)であったが、イム・サーン(im Thurn)総督(在任期間1904年-1911年)の意向のもと、フィジー人の土地を西洋人入植者に売却する経済政策が模索された[Spate 1959: 16]。しかし、イギリス本国でスタンモア男爵(Baron Stanmore)に栄転していた初代総督ゴードンの横槍で彼の政策が頓挫して以降、フィジー社会の開発問題に対しては、統治者側がフィジー社会の特徴と考えた制度を保護し、この制度を通じて開発を徐々に浸透させていく方針がとられた。原住民の社会を破壊しかねないと政府によって判断されていたフィジー人所有にあたる共有地の売却は、この枠組みのなかでは考察の外におかれた。そこで、1945年から58年にかけて、植民地政府は、フィジー人村落を共同的(communal)な枠組みで構成されているとして捉え、この枠組みを利用した、政府主導の「労働プログラム(program of work)⁽¹⁾」に基づく経済的發展を構想していた[Lasaqa 1984: 98-103]。

このように、フィジーにおける植民地政策をより広い流れのなかで眺めてみると、原住民であるフィジー人を保護しつつも、徐々に資本主義市場経済に適応させるためのものでもあったことが分かる。本稿では、そうした手段の代表的な例として協同組合に着目して、その導入過程について考察を加えていきたい。協同組合は、19世紀半ばイギリスのロバート・オーエンやロッジデールの組合活動までさかのぼる歴史を有しており、そもそも経済的弱者が経済活動の共同化を通じて大規模資本に抵抗するために設立された組織の一形態であった[中川・松村 1985; バーチャル 1997]。こうした協同組合の性質は、オセアニア諸社会でも注目を浴びていた。たとえば、人類学者レイモンド・ファースは、西洋経済へ参入する際に協同組合的組織が果たしうる肯定的な役割について言及している[Firth 1964: 198-199]。このように有望視された制度の導入をめぐる思惑のすれ違いとその帰結は分析に値しよう。

フィジーにおいて協同組合活動が本格的に始動するのは、協同組合に関する法律が制定された1947年以降のことである。それ以前にも会社法令(Companies' Ordinance)の枠内で特定の

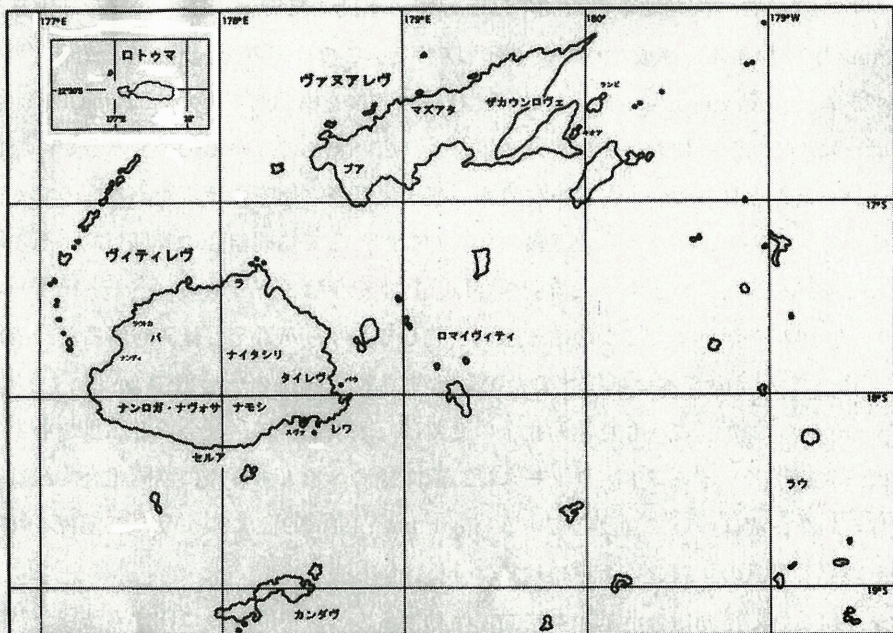
集団を形成，活動していた者や，あるいは自然成長的に形成された互助組織の類は存在していたが，経済的必要性を目的として協同組合活動が政府から積極的にあとおしされたのはこの頃であったといえる。

そこで，以下では，協同組合の導入過程について1947年を境として検討していくことにしたい。分析に際しては，近代の制度を受け入れる現地社会という一方向的な視点からの分析に留まらず，受け入れる側の動きも着目することで両者の相互の関係についても考察に取り込んでいくこととしたい。

2 協同組合の導入以前（1947年まで）

1) 制度的側面

フィジーにおいて協同組合制度の導入が最初に検討の俎上に載せられたのは，1931年3月のことであった [Parham 1947: 3; Knapman 1975: 11]。事後的な視点から興味深く思われるのは，協同組合がそもそもインド人向けの制度とみなされていた節がある点である。たとえば，1931年3月の時点で，立法議会は，農業従事者に対する信用施設 (credit facilities) の設立に関する話し合いをもった。この動きは協同組合を先取りする，農民の生活環境の向上を目指した試みであったが，インド人担当省局 (Secretary for Indian Affairs) が報告書まで作成していた。のみならずコロニアル製糖会社—先述したように，サトウキビ農家はインド人で占められてい



地図1 フィジー諸島 [Thomson 1999] より作成

た一が、サトウキビ生産者銀行 (Cane Growers' Bank) の設立において政府と協力する選択肢などが検討されてもいた [Parham 1947: 3]。同年6月「農民のあいだの儉約、自助」を目的とする協同組合設置のための委員会が結成されたが、その委員には、農業省の委員長、インド人省長官の他に、インド人学校検査官 (Inspector of Indian School) も含まれるなど、やはりインド人側に偏重した役員構成を示していた。もっとも、協同組合導入に関して、他の民族が無視されていたわけではなく、特別な訓練を受けた登録官 (registrar) のもつて、1931年8月からゾロ・ウェスト (Colo West)⁽²⁾ とナンログ (Nadroga) においてフィジー農業計画 (Fiji Agricultural Schemes) が開始されてもいた [Parham 1947: 3]。このシェーマが、インド人人口が過少なヴィティレヴ島の高地を施行対象としていることなどから、協同組合を導入するに際して、対象とされたのは必ずしもインド人のみでなかったと推測できる。

協同組合設置のための委員会は、最終的に12月15日に報告書を提出した。そこでは、小規模生産者の運動を協同組合的組織 (co-operative organizations) へ発展させることが奨励された [Parham 1947: 3]。ところが予想に反して、費用捻出の問題のほか、インド人社会のもつ個人主義的な側面は、人々がともになって働く協同組合の制度とそりがあわないことを理由に、インド人省が協同組合制度の導入に反対した。そのため、協同組合の制度の導入はいったん滞ることになった。その後も、1937年立法議会において銀行や信用貸しを目的とする組合 (co-operative credit) の設立が検討されたりしたが、時期尚早として見送られている [Parham 1947: 3]。

以上の展開から、協同組合の導入 (あるいはその見送り) をめぐる協議が、その最初期においてはフィジーにおけるインド人側の事情をもっぱら考慮して行われていたことが見て取れる。ただしフィジー人に対する協同組合の導入が無視されていたわけではない。たとえば、1939年3月には、協同組合という活動形態に対するフィジー人の反応を観察するためとして、選定地域に、少なくとも3つの小規模な儉約・信用貸しを目的とする協同組合 (co-operative Thrift and Credit Societies) を試験的に形成することが農業省から提案されていた。また、同年8月からは既存の協同組合的集団—ここではネイティヴ・クラブ (native "club") と表現されている—のメンバーに対して、12ヶ月にわたり助言や援助がなされてもいた。この援助は、第二次世界大戦の開始を契機に休止するまで6年のあいだ続けられた [Parham 1947: 3; cf. Knapman 1975: 11]。

このように、協同組合の導入は、1931年あたりから断続的に話題とされてきたが、具体的な法制化は、いまだ足踏み状態であったといえる。1944年8月には、植民地総督のフィリップ・ミッチェル卿 (Sir Philip Mitchell) (在任期間1941年—1945年) の手によって「小規模生産者によるマーケティングの組織化のためのメモランダム」が作成され、この件は1945年初頭にもあらためて考慮されてはいた。しかし、協同組合の導入へ向けた法制化が具体化するのには、1946年を待たねばならなかった [Parham 1947: 3]。

1946年4月に、「他の植民地における同様な法令を調査検討したうえで、どのような条項が、フィジーにおける協同組合 (Co-operative Societies) の設立を扱う議案に含まれるべきか助言をする」という委託事項をもつ委員会が任命された。同委員会のもと、フィジーにおける協同組合活動に影響を及ぼすことが予期されるローカルな条件や慣習を考慮して作成された報告書が、1946年11月13日に提出された。こうして協同組合の制度化に向けた礎が固められたといえる [Parham 1947: 4]。その際、ロンドンの植民地省 (Colonial Office) によって作られた法令に基づいて、協同組合の導入と法制化が考慮されたという [Knapman 1975: 11]。

2) 人々の動き—結社・社会運動の存在

前節では、協同組合が導入すべき制度として植民地政府に認知され、法律のうえでも整備されていく過程を記述した。本節では、同時代に以上のような政府の思惑とは別の次元で、制度の受け皿となる人々が、いかに経済活動のための組織を形成していたのかを検討していきたい。事実、協同組合という枠組みを通じて制度化された組織ではないものの、経済的な互助活動を行う組織は、すでに数多く存在していた。以下では、ヨーロッパ人、インド人の手による、いわば協同組合的組織を概観した後に、フィジー人による同種の組織的活動についてみていく。

1947年以前に存在したヨーロッパ人による協同組合的組織にレワ・デイリー (Rewa Co-operative Dairy Company Limited) があった。これがヨーロッパ人の手による唯一の協同組合的な組織であったとされる。1923年7月6日、23人の創設メンバーのもと、バターやギー (ghee)⁽³⁾ を製造目的とする酪農業者が集まって設立され、会社法令のもとで登録されていた。1947年の時点で、47人のメンバーを抱え、ビジネスとしてうまく確立し、効率よく経営された会社であったという [Parham 1947: 4]。

一方、インド人は、組織的な活動として、労働組合を形成していた。具体的には、キサン・サン (Kisan Sang) というサトウキビ生産者の労働組合が結成されていた。この組合は1938年に、ナンディ、ラウトカ (Lautoka)、シガトカにて農家の集會が開かれたことを契機に結成された。目的は、耕作者の地位の向上と、農家の一体化にあった。政治的集団でもあったが、協同組合的な店舗を産業組織法令 (Industrial Associations Ordinance) のもとで登録したうえで、経営していた⁽⁴⁾ [Parham 1947: 7]。

他方、ヨーロッパ人がビジネス、インド人がサトウキビ農家を中心とする労働組合という棲み分けされた形で成長した協同組合的組織は、フィジー人のあいだでは、多様な、あるいは拡散した展開をみせていた。これは、入植者としてフィジーに到来したヨーロッパ人、労働者として移入されたインド人に比して、フィジー人は経済的、社会的な条件の点でより多様であったし、また、フィジー各地に散在していることを反映して生態学的にも多様な環境において生活していた結果でもあろう。

遅くとも1939年以前には、単純な協同組合的な原理に従い活動を行う、フィジー人の手によ

る組織の存在が確認されている。この時点では、クラブ (club) や協会 (association) などさまざまな名称で呼ばれており、1938年に結成されたナウソリ協同マーケティング協会 (Nausori Co-operative Marketing Association) を唯一の例外として、すべて政府とは無関係で、法制上の保護も受けていなかった組織であった。地域的にも、ナンログ・ナヴォサ地方のベマナ (Bemana) とガリマレ (Qalimare) における農業とマーケティング組織、ラ地方のドンブイレヴ (Dobuilevu) の農家による信用組合、タイレヴ地方にてバナナの生産とカヴァ (kava) ・サロンを開いていたワイブラ・マーケティング協会 (Waibula Marketing Association) などが [Parham 1947: 6], ⁽⁵⁾ フィジー各地にひろく存在した。ことにタイレヴ (Tailevu) 地方ダク (Daku) では、村落が協同組合の単位 (co-operative unit) を形成した例もあった。ダクでは村落単位が、村落内の改善、家屋の建造をはじめ、マングローブから集めた薪を軍隊に供給する活動などに従事していた [Parham 1947: 4, 7]。 ⁽⁶⁾

それ以外にも、協同組合的な要素を活動の一部に含む社会運動もあった。こうした運動のなかで一番著名なものは、ヴィティ・カンバニ (Viti Kabani) 運動であろう。 ⁽⁷⁾ 協同組合導入の最初期に代理登録吏を勤めていたパーハムは、こうした人々の動きも協同組合の前史として歴史の記述に組み込んでいる。ただし、指導者アポロシ・ラナワイを中心としたこの運動は、「フィジー人のためのフィジー人によるビジネスという名目のもとに、彼 (アポロシのこと) は、いわゆる株主から会費を集め、その資金を自分のためや、さまざまな疑似宗教的、政治的計画の費用に間に合わせるために利用した」と、手厳しい評価を下されていた [Parham 1947: 5]。

3 協同組合の導入過程 (1947年以降)

1) 制度的側面

それではフィジーにおける協同組合が制度化されて以降、どのような展開をたどったのか、具体的にみていきたい。フィジーにおける協同組合活動関連法案が整備されたのは、1947年3月、フィジー協同組合法令 (Fiji Co-operative Societies Ordinance) が成立してからである [Knapman 1975: 11]。この法令のもと、協同組合部局 (Co-operative Societies Department) の指導と監督を通じて、協同組合及び協同組合的組織の拡大と改善を試みるとともに、フィジーに見合ったあらたな協同組合活動を発展させることが腐心された。また、組合運営を担う人材養成と同時に、ひろく人々に経済や近代的商業活動方法を教育することが試みられた [Nand 1969: 41]。

興味深いのは、1947年以前までの協同組合導入をめぐる議論とは異なり、協同組合制度の対象として考慮されたのは、むしろフィジー人であったということである。フィジー人へと焦点がずれた背景には、フィジー人の経済的状況に関する問題意識が潜在していたといえる。たとえば、1950年にフィジーの高位首長で構成される大首長会議にて、フィジー人が最近まで各人

の必要を満たすだけで、生産物をマーケティングする手段を持たない身分に自足してきたこと、そして生産物を店舗の財や現金と物々交換することで、自分たちの労働の成果を他の人が享受するのを見守ってきただけであることが問題視されていた [cf. Knapman 1975: 12]。経済的な状況として憂慮されるべきは、サトウキビ生産者としての足場を固めつつあるインド人ではなく、主として自給自足的生活を営んでいるフィジー人の側であるというわけである。

フィジー人の経済的な背景以外にも、協同組合とフィジー社会の社会組織上の類似点（であると植民地政府から想定された）から、協同組合はフィジー社会を壊すことなく、経済的生活水準を向上していく方策として注目を浴びていった節がある [cf. Young 1984: 4-6]。以下で検討していくように、実際、協同組合の導入は、フィジー人を対象にした活動という性質を強く打ち出していくことになる。たとえば、ブライアン・フリーストン (Brian Freeston) 総督（在任期間1948年-1952年）は、1948年フィジー人の高位首長で構成される大首長会議の場で、協同組合はフィジー人向きの制度であるとの考えを公表している。フィジー人は「本能的に協同する個人」であり、そうした彼らにとって協同組合とは「フィジー人の共同的行動様式 (Fijian communal method of doing the things) の現代的適応であるときえ言い得るものではなかろうか」 [LC 1949: 14] と太鼓判を押している。時の農業官も同年に、「適切な指導と助力を授ければ、それ（協同組合のこと）は、フィジー人の社会的経済的構造とうまく噛み合うことが可能であろう」 [LC 1949: 14] と述べた。さらに時代が下るが、協同組合が実際に導入されてからも、フィジー人の社会構造というものは、あらたな哲学や道徳的規範 (standard) との接触にもかかわらず、お互いのために働くという人種としての伝統 (mutually co-operative traditions of the race) を根に持ち、その伝統に育まれ続けているとまで、協同組合局は指摘した [LC 1951: 6]。

つまり、協同組合方式が植民地政府側に着目された理由のひとつは、組合的 (co-operative) 活動というものがフィジー社会の特徴である「共同性 (communal)」—上の引用文からあきらかなように、人々が一体となって働くということの意味していると思われる—と親和性があると政府側に認識された点にあった。別言すると、組合という経路を通じて土着的な制度を活用すれば、上から発展のあり方を押しつけることのない、自生的な経済成長が期待されていたといえる。具体的政策にも、フィジー人を重視していた姿勢は反映されていた。たとえば、協同組合の考え方を普及させるため、協同組合関連の法令が1947年の段階でフィジー語に翻訳され頒布されていたが、ヒンディー語やその他の言語では作成すらされていなかった [LC 1949]。

重要なことは、協同組合の組織形態にフィジー人の伝統的な共同的労働のあり方との類似点を看取る植民地政府の発想は、フィジー人側にも積極的に受け入れられていったことである。1950年代のフィジー人を代表した政治家ラトゥ・スクナも、原住民の経済的向上を目的とした協同組合の導入に肯定的であったし [LC 1949: 14; Spate 1959: 55-59]、以下にみていくように農村で生活していた平民層のフィジー人にも、協同組合が熱狂的に迎え入れられていった様を伺

表 1 分野別協同組合数

年度	総数	分野ごとの協同組合数							
		消費者/ 流通	消費者	流通	倭約/ 信用貸し	土地購入/ 住宅供給	放牧/ 酪農	漁業	その他
1948	25	—	1	23	—	—	—	—	1
1949	27	—	2	24	—	—	—	—	1
1950	29	—	2	24	—	—	—	—	3
1951	23	—	2	18	—	—	—	—	3
1952	37	—	2	29	—	—	—	—	6
1953	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1954	55	35	8	—	1	—	—	—	11
1955	57	35	9	—	1	—	—	—	12
1956	65	35	19	—	1	—	—	—	10
1957	76	40	25	—	1	—	—	—	10
1958	78	46	26	—	1	1	1	—	3
1959	87	41	37	—	1	3	2	—	3
1960	90	40	35	—	2	6	3	—	4
1961	98	41	39	—	3	7	3	—	5
1962	111	43	39	1	3	8	3	—	6
1963	132	37	27	8	39	12	3	—	6
1964	162	35	23	13	69	12	4	—	6
1965	191	36	19	52	59	13	4	—	7
1966	199	36	19	56	60	18	4	—	7
1967	241	59	21	63	60	22	8	—	8
1968	273	63	24	69	83	23	6	—	4
1969	440	157	47	72	116	29	7	—	12
1970	655	244	150	73	128	32	13	—	15
1971	738	284	189	70	134	35	14	1	11
1972	837	319	221	16	126	42	4	—	109
1973	952	320	450	1	142	28	6	—	5
1974	1002	375	430	5	147	32	8	1	4
1975	1037	533	185	62	183	37	16	6	12
1976	1080	550	196	62	192	39	16	7	18
1977	1118	568	201	62	197	44	16	8	22
1978	1154	582	207	62	200	44	16	9	34
1979	1179	594	209	62	202	46	17	9	40
1980	1211	602	214	65	203	53	19	11	44
1981	1207	597	212	66	201	54	21	11	45
1982	1208	598	210	67	196	57	22	11	47
1983	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1984	1207	447	347	86	181	42	38	10	56
1985	1203	412	377	83	181	43	38	12	57
1986	1048	365	315	53	173	64	25	9	44
1987	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1988	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1989	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	1014	334	284	82	161	70	25	8	50
1991	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1992	946	313	263	80	149	69	24	8	40
1993	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1994	924	306	252	78	143	66	24	8	47

(LCの1948年から1966年, PFの1971年から1991年, 及びDC 1992年, 1994年のデータより作成)

表2 民族別協同組合数

年度	総数	民族ごとの協同組合数							
		フィジー人	インド人	ヨーロッパ人	ロトゥマ人	ギルバート人	エリス島民	華人	多民族
1948	25	24	1	—	—	—	—	—	—
1949	27	24	2	—	—	—	—	1	—
1950	29	26	2	—	—	—	—	1	—
1951	23	31	1	—	—	—	—	—	—
1952	37	31	6	—	—	—	—	—	—
1953	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1954	55	40	12	2	—	—	—	—	1
1955	57	42	11	2	—	—	—	—	2
1956	65	44	10	2	6	—	—	—	3
1957	76	43	11	2	9	5	—	—	6
1958	78	51	5	2	9	5	—	—	6
1959	87	50	12	2	11	6	—	1	5
1960	90	50	13	2	11	6	—	1	7
1961	98	54	16	1	11	6	1	1	8
1962	111	54	25	1	12	6	1	1	11
1963	132	64	38	—	5	3	2	1	19
1964	162	90	42	—	5	3	2	1	19
1965	191	118	47	—	5	2	1	1	17
1966	199	118	59	—	3	1	1	1	17
1967	241	150	68	—	3	1	1	1	18

(LC 1948年から LC 1966年及び PF 1971年のデータより作成)

うことができる [LC 1950: 2]。

実際、協同組合の数は順調に増加していったし (表1参照)⁽⁸⁾、統計的なデータをみると、協同組合の加入者がフィジー人に偏っている傾向を明瞭に見て取ることができる (表2参照)⁽⁹⁾。

民族別データとして公開されているのは1948年度から1967年度までであるが、この期間だけでも、協同組合制度がフィジー人のために導入されてきたという事実、及びフィジー人に熱狂的に受け入れられていったという報告書の言述とあきらかな一致を示している。1948年度からはじめの数年にかけてのほぼすべての協同組合は、フィジー人によって運営されていた。その後、インド人、ヨーロッパ人、華人、その他の太平洋諸島民 (ロトゥマ人、ギルバート人、エリス島民) などが参入しはじめても、全協同組合数のつねに過半数はフィジー人が運営する協同組合で占められた。⁽¹⁰⁾

さらに未登録の協同組合数をみると、フィジー人偏重という以上の傾向がさらに明瞭に浮かび上がってくる (表3参照)⁽¹¹⁾。未登録の協同組合とは、協同組合のなかでも協同組合局によって正規の登録をされていないカテゴリーを指す。ただし、将来登録された協同組合になり得る潜

表3 民族別未登録の協同組合数

年度	総数	民族ごとの未登録協同組合数							
		フィジー人	インド人	ヨーロッパ人	ロトゥマ人	ギルバート人	エリス島民	華人	多民族
1960	64	—	—	—	—	—	—	—	—
1961	75	70	—	—	3	—	—	—	2
1962	65	60	—	—	3	—	1	—	1
1963	49	48	—	—	—	—	—	—	1
1964	65	—	—	—	—	—	—	—	—
1965	188	186	—	—	—	—	—	—	2
1966	285	283	—	—	—	—	—	—	2
1967	316	316	—	—	—	—	—	—	—

(LC 1960年から LC 1966年及び PF 1971年のデータより作成)

在的候補として、政府から援助・助言を得ることがあった集団である。非公式とはいえ、政府の統計に補足される程度には配慮されていたという意味で、これまで協同組合的集団と述べてきた協同組合が制度化される以前から存在してきた、自発的に経済的活動を組織してきた集団とカテゴリーを別にしている。

未登録協同組合数に関するデータは1960年度から1967年度までしか公開されていない。この限られた期間のデータからも、ロトゥマ人、エリス島民及び多民族で構成される例もいくつかみつけることはできるが、未登録協同組合のほぼすべてはフィジー人の手によるものであることが分かる。

1959年度までの未登録協同組合については、民族の区分が同定されていない。報告文書内にまれに記載された数字をたどると以下ようになる。1950年度には46件 [LC 1950]、1951年度には、48件の未登録協同組合が存在した [LC 1951]。1955年度には30から117件に及ぶ未登録協同組合が政府から何らかの補助を得ていた [LC 1955]。1956年度には83集団 [LC 1956]、1957年度には96集団が協同組合に向けての萌芽的な組織と認定され [LC 1957]、1958年度には82の未登録協同組合が存在していたという期 [LC 1958]。それぞれどの民族によって構成された協同組合であったのか不明だが、表2でみられた傾向から推測する限り、その多くはフィジー人の組合であった蓋然性が高いと思われる。つまり、フィジーにおける協同組合は、その制度的枠組みがフィジー社会の特性と相同性が高いため、有効に機能するであろうという政府側の意向によって積極的に進められたものであった。と同時に、フィジー人の側も政府側の意向を受け入れ、積極的に協同組合の制度を摂取していく傾向が見受けられたのである。

2) 人々の動き—ナンログ・ナヴォサ協同組合の事例

以下では、1947年以降の協同組合にかかわる人々の動きを具体的に記述・分析していく素材

を提供するため、ナンログ・ナヴォサ協同組合(Nadroga-Navosa Co-operative Union Limited)の事例を紹介したい。この事例を取り上げるのは、第一に、比較的多くの資料が残されているのみならず [LC 1949; LC 1950; LC 1951; LC 1953a; LC 1953b]、活動当初のめざましい成果のため政府から期待を掛けられていた協同組合であったからである [LC 1950: 5; cf. O'loughlin 1956]。第二に、混乱から活動停止を余儀なくされた活動履歴等の点で、後の研究者にもこの時期の協同組合の問題点を体現するものとして着目されていた節があるためでもある [cf. Spate 1959: 57; Singh 1960]。つまりは、協同組合導入初期の問題点とされた要素の多くを兼ね備えていると思われるからである。

ナンログ・ナヴォサ協同組合は1948年11月4日、4つの協同組合と2つの未登録の協同組合的集団⁽¹³⁾が連携して結成された [LC 1949: 13]。ヴィティレヴ島西部ナンログ・ナヴォサ地方、ナシガトカ河流域のヴナハル (Vunahalu) に位置する同組合は、フィジー人農家を中間業者から解放し、会員、非会員の生産物を一括して市場へと流すなど市場開拓を斡旋することを主たる目的とした。作物の買い取り手数料(会員5%、非会員10%の割合)を徴収して、基本的に委託ベースでの販売を行った。代金の前払いはされなかった。取り扱われた作物は、ジャガイモ、米、トウモロコシ、ピーナッツ、タバコ、カヴァ、生野菜、果物など広範にわたり、1949年度末までに7,995ポンド(会員5,441ポンド、非会員2,555ポンド)相当の会計を計上した [LC 1950: 15]。作物の種類から分かるように、フィジーで従来取り扱われることがまれであった商品も含まれていた。

海外市場との取引も積極的に行い、同組合は1949年に、海外から直接、ジャガイモを買い入れ栽培したが、フィジー人の協同組合の多くが陥る問題点のひとつとされていた会計処理に関しても滞りなく行われていたようである。たとえば、買い入れに要した590ポンドのうち366ポンドは自前で調達し、224ポンドは8ヶ月2%の利率で借り受けした。後者の借入金は、ジャガイモの収穫後、ローン代、利子込みで一括返済された。翌年になると種イモの輸入費用は全額自前でまかなえたほどであったという [LC 1950: 15]。

1949年4月からは、地方の名産品である柑橘類のニュージーランドへの輸出業にも着手した。もっとも、期待とは裏腹に、ニュージーランドとの兼ね合いで販売ができない年もあった。また、傷んだ商品を輸送したため378箱のうち161箱が生産物検閲官によって受け取り拒絶の目に遭うなど不手際があり [LC 1950: 15]、必ずしも商売が順調に進展したわけではなかった。

その他に国内市場でもカヴァやタバコなどが新商品として有望視された。しかし、フィジー人のあいだには、組合を通じた売買を忌避する傾向が強く見受けられたという [LC 1950: 15]。たびかさなる説得の後によりやく協同組合を通じた販売へと転換するようになったが、彼らは1週間以上の支払い先延ばしに抵抗感をもつなど、組合を通じた取引に十分なじむには至らなかったとされている [LC 1951: 18]。

商慣習をめぐる問題点は、タバコの売買に関してもみられた。たとえば、フィジー人タバコ生産者は単位あたり1セント6ペンスで仲買業者と取引していたが、この業者は数ヶ月後同じタバコを6セントから12セント6ペンスで転売していた。タバコ生産者にとって利益率の低いこのような状況を改善するため、協同組合は、単位あたり平均5セントから6セントの価格での一括した卸売りを試みたのである。つまり、フィジー人タバコ生産者が供給過剰な収穫期にすべてのタバコを仲介業者に卸すのではなく、一定期間貯蔵するなど流通の制御が推奨された。しかし、カヴァの場合と同様、仲介業者へ一括して売却する傾向は、なかなかやまなかったという [LC 1951: 18]⁽¹⁴⁾。

このように国内外との取引を行う組合活動は、試行錯誤を経ながら進展した。一方、協同組合組織を運営する人材の不足やリーダーシップに関しては、活動開始当初から最後まで未解決のままであり続けた。事実、ナンログ・ナヴォサ協同組合が活動停止に至るのも、リーダーシップの問題が主たる要因のひとつであった。以下では、リーダーシップに関わる側面をみていきたい。

活動当初こそ、フィジー人が組合内部の組織運営においては指導的立場についていたが、報告書中に理由は記載されていないものの、協同組合の運営はまもなくして暗礁に乗り上げた。その後、フィジー人自身から要請されたこともあり、組合運営は植民地政府の協同組合局に引き継がれることになった。マーケットの支配人として訓練を受けた組合局の野外補助員が運営の任にあたり、会計役はモリス・ヘッドストロム⁽¹⁵⁾ (Morris Hedstrom) のシガトカ支店が年100ポンドの契約で請け負った [LC 1950: 15]。植民地政府側としては、政府側やヨーロッパ人の人材を登用するのではなく、フィジー人みずからが協同組合の役職の担い手として活躍することを希望していた [cf. LC 1953a: 16]。

しかしながら、1950年の終わり頃、リーダーシップをめぐる問題からこの組合は一気に崩壊していく。切っ掛けは、首都スヴァ (Suva) で生活していた若い影響力のある同地方の首長が、組合の代表になり統制・管理を請け負うと述べたことに始まる。積極的な指導者を求めている組合局側は彼の登場を歓迎したが、彼は、理由は定かでないが協同組合の経験がないにもかかわらず訓練や実習を受けることを拒絶したという [cf. LC 1953a: 16]。彼は、首長である自分がリーダーシップをふるうことを人々が勧めていると強く主張するのみならず、協同組合のやり方は非効率的、不誠実でおかつ慣習にそぐわないと語り、最終的には生産物の取引を拒否しはじめたという。また、多くの人々が、暗黙の内に首長の行動を支持したという [cf. LC 1953a: 16]。

以上の協同組合運営上の軋轢の解決を断念した協同組合監査官は、1951年7月はじめから半年にわたる協同組合の一時的停止を決定した。この首長が、これまでの組合業務を引き継ぐあらたな組合を組織することを期待しての措置であった。ただし、彼が組合の立ち上げに失敗し

た場合も想定して、既存の組織も残されていた [cf. LC 1953a: 16]。

ところが、首長は、みずからの組織を立ち上げる努力をまったくせず、まもなく丘陵地帯に位置する村落へと立ち去った。対応に苦慮した政府側は次善の策として、協同組合の業務が担当可能な教育歴のある人材を同年12月までにみつけ、協同組合の活動が翌年から再開されることを望んでいた。しかし、7ヶ月経っても事態は好転しなかった。結局、ナンログ・ナヴォサの地方行政が業務を引き受ける案が検討されるに至り、フィジー人が運営する組合としての、ナンログ・ナヴォサ協同組合は、事実上の消滅を迎えた [LC 1953b: 5]。

4 協同組合導入初期の問題点とその解決への提案

以上において、フィジーにおける協同組合の導入過程を、植民地政府側及びフィジー人側の双方の視点から検討してきた。1947年を分岐点として、政府側の既存の社会運動を汲み取る動きもあれば、協同組合という枠組みを利用しようとする人々、ことにフィジー人の側からの働きかけもみることができた。同時に、政府の期待と協同組合数の増大にみられたフィジー人の熱意とは裏腹に、ナンログ・ナヴォサ協同組合の例で示したように、導入初期においては、協同組合が必ずしも順調に展開したわけでもないことが明らかになった。その理由とは何か、以下では、協同組合導入初期の段階で遭遇した問題点について、政府の協同組合局側はいかに思案し、解決策を模索していたのかを検討していきたい。

まず確認する必要があるのは、ナンログ・ナヴォサ協同組合の顛末が、協同組合制度のフィジー社会への導入初期の時点においてとりわけ珍しい例でなかった点である [cf. Spate 1959: 56-57]。導入前の政府側の思惑と異なり、また人々の熱狂と反比例して、実際の協同組合は順調に展開したとは必ずしもいえなかった。活動に熱心に取り組むことと活動の成功とは別の次元であったのだ。

組合導入初期、協同組合法令が施行された3年後の1949年、協同組合関係の報告書では、フィジー人の協同組合の問題点として、以下6点がはやくも指摘された。①協同組合の目的や意義に対するフィジー人の側の適切な理解の欠如、②協同組合規則を理解するための教育水準の低さと規則を軽視するフィジー人の性向、③協同組合を運営する委員会を担える人材ことにフィジー人の不足、④縁故主義など協同組合の経済的活動を阻害するフィジー社会の内的要因の存在、⑤フィジー人の共同的な生活の存在は協同組合的な事業を展開させる有意義な媒体足り得なかったこと、そして最後に、⑥協同組合の役職保持者による不誠実な行為の存在 [LC 1950: 3] である。

報告書の指摘は、先に触れた、ナンログ・ナヴォサ協同組合の活動上の問題点とも一致している。協同組合というある種の商業的な目的を前提とする機能集団が、伝統的な指導者と彼の支持者の手によって引きずり回され (④⑤)、目的が曖昧なまま (①)、かつ教育を十分に受け

た人々が少なかったため、組合の運営を担う人材は最後までみつけることができなかった(②③)ことなどである。金銭上の横領(⑥)こそ記録されていないが、それ以外の要因は概ね該当している。

以上の6点は、大きくフィジー人は協同組合に関する教育が不十分で(①②③)、フィジー人の社会的要因(④⑤⑥)のために、協同組合を適切に運営することができていないと述べているに等しい。また、この両者は協同組合というあらたな制度の導入に際して起きた問題点を—前者が制度を運営する主体の側の問題として、後者は制度の進展を阻害する社会的環境の側に着目している違いはあれ—フィジー人の側に求めているという点で同型的である。フィジー人に内在する性質として共同的なるものをみいだして、そのため、協同組合と親和性があると判断していた当初の政府の思惑は、この段階では転倒してしまっている。以下では、ことに後者の、フィジー人の社会的システムの具体的にどういった側面が政府側に問題とされたのかを考察していきたい。

結論を先取りすると、協同組合が実際に活動する際、協同組合に必要とされるような原理以外の要素が、つねに活動のなかに入り込むことを時の政府は問題にしていた。こうした協同組合導入にまつわる阻害要因と同定された要素は、当時の報告書では「伝統的な原理」と表現されていたのである。たとえば、1953年の報告書では、フィジー人に形式的な協同組合の原理を導入する際の問題点として、フィジー社会において伝統的なるものとの経済的なるものが未分化なままであることが指摘されている。さらに、家父長制的で、権威主義的な組織の性質がフィジー人村落に著しい影響力を及ぼしており、フィジー人には社会的忠誠心の方が経済的志向よりずっと強いと報告書は述べている。協同組合の原理・実践とフィジーの伝統的な社会的政治的組織の原理・実践とが齟齬をきたす結果、協同組合活動にも阻害をもたらすというのである。表現を変えると、フィジー人は協同組合的組織がそもそも目的とする経済的活動をそれ自体として組織することに不慣れであるというのである[cf. LC 1953: 1]。つまり、フィジー人は経済的な活動をそれ以外の社会的背景から切り離すことができないと、政府側が指摘しているといえる。

2つの異なる領域の混同は、以下のような混乱も招いたという。まず、フィジー人の多くは、協同組合を経済的な活動という特定の限定された目的をもつにすぎない補助的組織として理解しなかった。彼らにはむしろ協同組合を村落の共同的なシステムに取って代わることさえあり得る別の生活様式とみなす傾向がみられたという。たとえば、地方のフィジー人行政官(Local Fijian Administrative Officers)のなかには、協同組合形成の活動を、従来の村落とは別に人々の忠誠心を要求するような、いわば村落と競合するシステムを設立しているのではないか疑いのまなざしでみていた者がいたというし[LC 1953: 1]、また、行政官の役についているわけではないフィジー人のなかにも、協同組合を、既存のフィジー社会のあり方を脅かす存在とみなし

て、反発する者さえいたという [LC 1953: 8]。

このように、フィジー人が協同組合を既存の社会秩序に対するオルタナティブな場を提供する組織としてみなす問題点の他にも、協同組合の原理が果たしてフィジー社会に受け入れられるのか否かという根本的な点まで次第に問題とされはじめた。1950年代の政府の協同組合局の報告書では、首長が結果として組織を掻き回したナンロガ・ナヴォサ協同組合の例などを念頭におきつつ、はやくも1951年の段階で次のように結論づけていた。いわく、フィジー人は、西洋的な協同組合の原理（責任、業務経営、一人一票という民主的原理を用いるなど、協同社会成員が権威を分有すること）を、フィジー人にとっての co-operations（1人の人間への権力の集中、成員すべての資金を共同で管理すること）として理解してしまう。そのため、リーダーシップについても、フィジー人は、「判断を下し、一般に社会生活全般を指導するべく1人の人物—多くの場合議長—の手に事態をゆだね」てしまうという混乱を引き起こすことになるというのである。政府は、報告書内で、こうした問題を解決するためには、フィジー人がフィジーの伝統的な co-operative の発想からその西洋的な概念へと移行する必要があるが、移行には何年もかかるであろうし、その実現はもっとも喫緊の仕事のひとつであると分析していた [LC 1951: 6]。

つまり、協同組合制度に内在する民主的原理や、社会的な地位にかかわらず利害を共有する者にもみ成員を制限することなどといった選択的な性質は、位階性を備えたフィジーの村落社会にすみやかに受け入れられていないという疑念があったのである [LC 1953: 1]。その結果、フィジー社会の独裁的な性質と協同運動の民主的な性質は、互いにうまく折り合いをつけることができない [LC 1953: 8] とまで報告書に書かれるに至った。

以上のような問題点のために、かりに有能なフィジー人が存在していたとしても、村落政治や嫉妬などを原因とする横槍が協同組合の活動に入れられてしまうというのである [LC 1953: 8]。「フィジー人は、彼ら自身の社会の奴隷であり、社会的紐帯の束縛が破壊されない限りは、直接彼ら自身のためになる利益を追い求める時間さえ持つことはできない」と、露骨にフィジー社会を批判する組合局の人まであらわれていた [LC 1953: 7]。導入当初協同組合がフィジー人に適した制度と考えられてきたことと比べると、組合とフィジー人との相性がまったく逆向きに認識されるようになったのである。

問題点を解決するため、政府は、フィジー人の協同組合に関する教育の必要性と、組合を導入する地域選定を慎重に行うよう示唆した。前者については、フィジー人が生活する地方の村落にも頻繁に足を運び、帳簿の作成を適切に行っているのか指導する必要性を指摘した。さもないと、フィジー人はすぐに協同組合組織への興味を失い、ビジネス経営を放棄し村落の慣習によって経営するなど、表層的な満足に浸り、村々を動き回るのみで、長期的な展望や組織の改善を視野に入れて金銭を蓄えるという傾向はほとんど見受けられない [LC 1953: 7] と、報告

書では指摘していた。⁽¹⁶⁾ フィジー人の教育が必要とされたのは、端的には人材育成のためであった。当時、フィジー人の自発性の欠如や役職保持者の仕事であるはずの議事録の作成等々が政府の組合局員に肩代わりされているという現状をまず改善する必要がある [LC 1951: 6], また、浪費的な金銭感覚、儉約及び金銭への適切な配慮などフィジー人の慣習的な側面に対する考慮が必要とされた [LC 1951: 8]。この指摘は、開発という目的を達成するための政府側の指針であるが、同時に彼らが抱いていたフィジー人に対する他者像に根拠をおいてもいた。たとえば、協同組合の事業の堅実な展開を達成するためには、「サブシステムから完全な貨幣経済へと転化する過程が完全には達成されていない」段階にあるフィジー人にとって、教育は重要である [LC 1951: 9] とされてもいた。

後者、地域選定については、「協同組合の形成を奨励することは、自前での改善への確たる衝動をもった地域、そしてこの衝動への持続的で実際的な支持を与える要素がコミュニティのなかにある地域へと与えられる」ことが求められた [LC 1953: 2]。人々に働く準備ができていないのであれば、どんな組織であれうまくいかないというのである。

この2点を示唆したうえで、協同組合局は、フィジー人が協同組合に段階的に適応していくことに期待を掛けていた。なぜなら、「あらたな秩序を強制的に導入することで古い秩序を完全に取り除こうと試みることは、不可避免的に有害な帰結をもたらすことになるであろう」からである。フィジー人の首長にも平民が協同組合を仕切ることを容認する傾向が伺え、伝統的決まりと西洋的なビジネスの基準とを種別する能力を示すなど、徐々にではあるが協同組合に適応する徴候を示しているという。ゆえに、「決められた時にすべてのフィジー人が、ひとまとまりになって、あらたな生活と思想のあり方へと移行するというのは想定できない。代わりに試験的 (pilot) なフィジー人の集団がここそこにあらわれ、彼らは依然として『修正された共同システム』 (modified communal system) のなかで生活しているものの、比較的啓蒙されていない人々へのあきらかな支えや道徳的な刺激となるであろう」と、協同組合局は期待を掛けていた。同時に個人主義的フィジー社会の成長も肯定的な事柄として指摘された [LC 1953a: 3]。

5 結 論—システムの性向のもつれ合い

フィジー社会の経済開発を推し進めるために協同組合制度の導入が考案されたとき、その見通しに対して楽観的な論調が支配的であった。「フィジー人は共同的生活を経験しているので、協同社会の成長はすみやかで、記録をつける適切な協同組合事務員を訓練する必要があるだけである」 [LC 1953: 1] というのである。政府側は、個人主義的なインド人社会とは異なり、「共同的」な制度をもともと持っていたフィジー人に協同組合はなじみやすい制度であると想定していたのであった。

導入当初こそ協同組合の増加数は横這いであるがフィジー人の熱狂的な支持に裏打ちされ順

調に登録数を増大させていったことが統計から伺えるように、一見すると、政府側の思惑通りにことが進展したかのようにもみえる。1954年以降の報告書にも、ナンロガ・ナヴォサ協同組合ほどの問題をはらんだ協同組合の例は報告されていない。組合数の増加に比例して活動の内実が改善したわけでは必ずしもないようであるが [cf. Knapman 1975], 組合についての教育の浸透などの結果、少なくともフィジー人が次第に協同組合的な手続きに適応していった蓋然性は高いと思われる。

しかし、これまで記述・分析してきたように、協同組合はことにその導入初期の時点では政府側が予期したほど円滑に機能しておらず、このことは協同組合制度が当初に想定に反して、フィジー社会に適合的ではないのではないかという疑問につながった。事実、当初導入に際して肯定的に働くことを期待されていた、「共同的」な社会的制度は、むしろ協同組合活動の足枷ともなっていると、政府が後に考えを改めていることはこれまで論じてきた通りである。

このように整理してみると、本稿の冒頭で取り上げた、社会的な制度それ自体、純粋な形では存在せず、つねに特定の価値観が結びついているという指摘は示唆的であろう。ブルデューの言葉を使えば、特定の経済組織が問題なく運営されていくためには、組織と噛み合う人々の性向が存在しているのである [ブルデュー 1993]。だからこそ、フィジーの協同組合の文脈でいうと、政府側も「共同的」なフィジー社会には、集団で活動する協同組合という制度が適していると判断したのである。同様に、フィジー人の側の自己認識としても、フィジー人の組織というものは、西洋人的＝個人主義的に運営されている社会ではなく、対照的に共同的なものと理解していた節があることも指摘した。それゆえにこそ、フィジー人の側に熱狂的に受け入れられたのである。

以上のような、協同組合導入時の混乱を通じて浮かび上がった経済開発に対する共同主義と個人主義的と要約しうる理念の対立は、フィジー社会を市場経済へと適応させることがより緊急の課題として浮上してきた1960年前後にも再度繰り返されることになる。フィジー人の開発問題に関する政府の調査報告書である1959年のスペイト報告書 [Spate 1959], 及び翌年上梓されたバーンス報告書 [Burns 1960] は、こうした共同的な開発アプローチの流れから離れてフィジーの伝統文化による束縛を緩和し、個人主義的企業家の育成を通じて近代的な発展に対応していく見解が打ち出されていた [Lal 1992]。しかし、両報告書の、いわば個人主義的要素に着目する開発へのアプローチは、1960年代前後の時点においてさえ、フィジー人の文化にそぐわないとして、ことにフィジー人自身の手によって、しばしば批判の対象とされているのである [cf. Bole 1969; Lal 1992; Qalo 1997]。

むしろわれわれが目撃したいのは、協同組合導入初期の混乱が傍証しているように、現実的には政府側の思惑や、フィジー人の側の自己認識とは異なり、「共同的」と「個人主義的」という二元的な対立では掬いきれない原理に基づいて、フィジー社会が組織されている可能性であ

る [cf. Spate 1959]。

そもそも、共同主義的フィジー社会の像は、個人主義的と規定される西洋社会との対比的視点から見いだされた表象であることを押さえておく必要がある [Lawson 1991: 109-111]。また、現実的に、フィジー人が共同的に行動する傾向や場面があったとしても、それが必ずしも経済的活動と直接関連していたわけでもない [Spate 1959: 5]。たとえば、教会建設など特定の目的のために村落民が一致団結することはあるが、こうした協力のあり方が生産活動の領域で活用されることはなかった [Spate 1959: 43]。また組織的な側面をみても、強制的に行われる事例を除いては、家族より上位の社会組織の水準で共同して経済活動を行うことはなかったとされる [Spate 1959: 5]。

このようにフィジー人の社会組織に関する知見を組み込んで、これまでの論旨を再度確認すると、4章末尾で触れた試験的な共同性を試みる集団の存在の出現が報告書で指摘されていることは示唆的である。共同的なフィジー社会という像が限定的な有効性しかもちえない以上、協同組合制度を導入するためには、制度の側をフィジー社会に適合させる必要と、フィジー社会自体を制度の側に歩み寄らせる双方向的な関係が配慮されなければならないからである。ブルデューの表現を使うならば、協同組合という経済システムを受容する際には、人々がこれまで培ってきた「伝統的性向」に基づき、人々が「創意、工夫」することがさしあたり必要となるのである。ナンログ・ナヴォサ協同組合の事例も、たんなる協同組合導入初期の挫折の一例ではなく、内発的な開発を模索する人々が、協同組合制度という枠組みを流用してみずからが所属する社会編成のあり方を抜け出し、よりよき生活へ踏み出すための萌芽的な動きであると解釈できるのだ。

謝辞：本稿作成に当たり、大川真由子氏（日本学術振興会特別研究員・上智大学）、斎藤剛氏（東京外国語大学）からのコメントを頂きました。記して感謝いたします。

註

- (1) 労働プログラムとは、フィジー村落の労働細目を制度として年間のスケジュールに組み立てたものである [Lasaga 1984: 98-103; Lal 1992: 22-25]。
- (2) ソロ・ウェストとは古い地域の行政区分である。現在のナヴォサ近辺に概ね相当している。
- (3) ギーとは油の一種。インド人が料理の際に、重用している。
- (4) キサン・サンは政治的見解の対立から後に、マハ・サン (Maha Sangh) と2つの組織に分裂した。後者は別の協会として登録された。どちらも、協同的事業よりは、政治活動にもっぱらの関心を抱いていたという [Parham 1947: 7]。
- (5) カヴァとは胡椒科の植物で、フィジーではヤンゴナ (yaqona) と呼ばれる嗜好品の一種である。フィジーの諸々の儀礼実践と場で必要不可欠な存在となっている。
- (6) 以上の協同組合的組織は、ほんの一例にすぎない [Parham 1947: 4-7]。
- (7) ヴィティ・カンパニ運動は、指導者アポロシによって、1910年代前半にレワ (Rewa) 川の流域でフィジー人のバナナ生産者の協力を取り付け、主にヨーロッパ人で占められた中間業者にフィジー人の参入を促した運動である。彼の活動はフィジー人から熱狂的に受け入れられたため、植民地政府の警戒を招き、政府からの弾圧も受けた。フィジーにおいてもっとも有名な宗教的社会運動

である。

- (8) 表1は、LC 1961 から LC 1966, PF 1971 から PF 1991 及び DC 1992, DC 1994 に基づいて筆者が再構成した。協同組合の種類は年度ごとの項目立てが統一されていないため、筆者が適宜整理したことを注記しておきたい。たとえば、1948年から1952年までは「消費者/流通」という項目がなく、「流通」と一括表記されている。その後、「流通」の項目がみられなくなるが、1961年以降になると、両者は別の範疇として再度立項されている。限定されたデータではあるが、本論の論述を追う補助的データとして参考になろう。1987年から1989年の統計データの欠落は、おそらくフィジーのクータと関係している。
- (9) 表2は、LC 1949 から LC 1966 及び PF 1971 から筆者が再構成した。
- (10) 政府の報告書内で用いられていた共同主義的と個人主義的対立軸を考えると、興味深いことに、太平洋諸島民は共同主義的 [LC 1959: 2], インド人, ヨーロッパ人, 中国人が個人主義 [LC 1950: 4] であると、対照的に把握されていた。あるいは、対照的に把握されることで、より共同主義的なフィジー人, 太平洋諸島民と個人主義的なインド人, ヨーロッパ人, 中国人という図式が明確に形象化されていったともいえよう。
- (11) 表3は、LC 1961 から LC 1966 及び PF 1971 から PF 1977 に基づいて筆者が再構成した。
- (12) 4つの協同組合の名前は、シガトカ河入植者協同組合 (Sigatoka River Planters' Co-operative Society Limited), ナシカワ協同組合 (Nasikawa Co-operative Society Limited), ティリヴァレウ協同組合 (Tilivalevu Co-operative Society Limited), ウルニワイ協同組合 (Uluniwai Co-operative Society Limited) である [LC 1949: 13; LC 1950: 15]。
- (13) ビリサウ (Bilisau) とタウ (Tau) という協同組合であった [LC 1949: 13]。
- (14) また、人々の高い要望から薪の流通・販売が試みられたが、輸送費がかさみ利率が低いことから取引がうち切られた [LC 1950]。その他にも、トウモロコシの売買がコロニアル製糖会社 (CSR) との取引を中心に行われた [LC 1951]。
- (15) モリス・ヘッドストロームは、1910年代から活動するフィジーで有名な企業である。卸売・小売業を主たる業務としている。
- (16) 政府の報告書は、以上のようにフィジー人の性向を批判する論調が支配的であったが、わずかながら成功した協同組合の例も指摘されている。たとえば、フィジー東部島嶼部に位置するラウ (Lau) などといったコブラ生産域での協同組合は、比較的順調な発展をとげていったという指摘も存在している [Knapman 1975: 4-22]。協同組合局の報告書によると、こうした成功の背景には、たとえば、コブラは、持続的に生産可能で、収穫物が腐敗しないこと、また、流通の側面でも回転率がはやく、価格も高水準であったことが背景としてあったという。さらに、コブラは帳簿の記載が比較的単純であったことも、フィジー人の性向に適していたという [LC 1953: 11]。

参 考 文 献

一次資料

<フィジー政府の刊行物>

- Legislative Council, Fiji 1949 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year, 1948.) Council Paper No. 14.*
- Legislative Council, Fiji 1950 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1949.) Council Paper No. 22.*
- Legislative Council, Fiji 1951 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1950.) Council Paper No. 20.*
- Legislative Council, Fiji 1953a *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1951.) Council Paper No. 3.*
- Legislative Council, Fiji 1953b *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1952.) Council Paper No. 43.*
- Legislative Council, Fiji 1955 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1954.) Council Paper No. 13.*

- Legislative Council, Fiji 1956 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1955.) Council Paper No. 40.*
- Legislative Council, Fiji 1957 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1956.) Council Paper No. 4.*
- Legislative Council of Fiji 1958 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1957.) Council Paper No. 8.*
- Legislative Council of Fiji 1959 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1958.) Council Paper No. 3.*
- Legislative Council of Fiji 1960 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1959.) Council Paper No. 7.*
- Legislative Council of Fiji 1961 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1960.) Council Paper No. 18.*
- Legislative Council of Fiji 1962 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1961.) Council Paper No. 23.*
- Legislative Council of Fiji 1963 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1962.) Council Paper No. 29.*
- Legislative Council of Fiji 1965a *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1963.) Council Paper No. 5.*
- Legislative Council of Fiji 1965b *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1964.) Council Paper No. 37.*
- Legislative Council of Fiji 1966 *Registrar of Co-operative Societies. (Annual Report for the Year 1965.) Council Paper No. 41.*
- Parliament of Fiji 1971 *Co-operatives Department (Annual Report for the Three Years 1966, 1967 and 1968.) Parliamentary Paper No. 3.*
- Parliament of Fiji 1973 *Co-operatives Department (Annual Report for the Two Years 1969 and 1970.) Parliamentary Paper No. 5.*
- Parliament of Fiji 1975 *Co-operatives Department (Annual Report for the Years 1971 and 1972.) Parliamentary Paper No. 22.*
- Parliament of Fiji 1977 *Co-operatives Department (Annual Report for the Years 1973 and 1974.) Parliamentary Paper No. 23.*
- Parliament of Fiji 1981 *Ministry of Co-operatives (Annual Report for the Six Years 1975, 1976, 1977, 1978, 1979 and 1980.) Parliamentary Paper No. 52.*
- Parliament of Fiji 1983a *Ministry of Co-operatives (Annual Report for the Year 1981.) Parliamentary Paper No. 42.*
- Parliament of Fiji 1983b *Ministry of Co-operatives (Annual Report for the Year 1982.) Parliamentary Paper No. 80.*
- Parliament of Fiji 1985 *Ministry of Co-operatives (Annual Report for the Year 1984.) Parliamentary Paper No. 63.*
- Parliament of Fiji 1986 *Ministry of Co-operatives (Annual Report for the Year 1985.) Parliamentary Paper No. 42.*
- Parliament of Fiji 1988 *Ministry of Co-operatives (Annual Report for the Year 1986.) Parliamentary Paper No. 5.*
- Parliament of Fiji 1991 *Department of Co-operatives (Annual Report for the Year 1990.) Paper No. 16.*
- n.d. n.d. *Department of Co-operatives (Annual Report for the Year 1992.)*
- n.d. n.d. *Department of Co-operatives (Annual Report for the Year 1994.)*

文中では、Legislative Council, Fiji (あるいは Legislative Council of Fiji) は LC, Parliament of Fiji は PF, と記す。1992年と1994年の年次報告書には出版者と出版年の記載がなかったため、文中で

は出版者 DC, 出版年はそれぞれの報告年度を記載することにする。

二次資料

- Burns, Alan, 1960, *Reports of the Commission of Enquiry into the Resources and Population Trends of the Colony of Fiji. Council Paper No. 1.* Suva: Legislative Council of Fiji.
- Firth, Raymond, 1964, *Essay on Social Organization and Values.* London: The Athlone Press.
- Knapman, Bruce, 1975, *Economic Change and Organisational Innovation: The Example of Mavana Village and Tota Cooperative Plantation, Vanua Balavu, Fiji.* M. A. Thesis, Flinders University of South Australia.
- Lal, Brij, 1992, *Broken Waves: A History of the Fiji Islands in the Twentieth Century.* Honolulu: University of Hawaii Press.
- Lasaga, Isireli, 1984, *The Fijian People: Before and After Independence, 1959-1979.* Canberra: Australian National University Press.
- Lawson, Stephanie, 1991, *The Failure of Democratic Politics in Fiji.* Oxford: Clarendon Press.
- Nand, Sharda, 1969, "The Co-operative Movement in Fiji." *South Pacific Bulletin*, second quarter: 41-44.
- O'loughlin, Carleen, 1956, *The Pattern of the Fiji Economy: The National Income 1950-53.* Suva: Government Press.
- Parham, B. E. V., 1947, "Brief History of Co-operation in Fiji." *Agricultural Journal* (18)1: 3-7.
- Qalo, Ropate, 1997, *Small Business: A Study of a Fijian Family.* Mucunabitu Education Trust.
- Singh, Sumer, 1960, *A Study of Co-operative Movement and its Development in Fiji.* M. A. Thesis. Wellington: Victoria University.
- Spathe, O. H. K., 1959, *The Fijian People: Economic Problems and Prospects. Council Paper No. 13.* Suva: Government of Fiji.
- Thomson, P., 1999, *Kava in the Blood.* Auckland: Tandem Press.
- Young, John, 1984, *The Lovoni Land-purchase Project: A Case Study in Native Fijian Agricultural Development.* Suva: South Pacific Forum Working Paper No. 2.
- 岡本真佐子, 1996, 『開発と文化』東京: 岩波書店
- 川田順造, 1997, 「いま, なぜ『開発と文化』なのか」『開発と文化1 いま, なぜ「開発と文化」なのか』東京: 岩波書店
- 白川千尋, 2001, 『カスタム・メレシニーオセアニア民間医療の人類学的研究』東京: 風響社
- 関根久雄, 2001, 『開発と向き合う人びと—ソロモン諸島における「開発」概念とリーダーシップ』東京: 東洋出版
- 棚橋 訓, 1997, 「文化の開発, 文化の伝統—ポリネシア・クック諸島における文化政策の変遷を巡る—考察」『史学』66(2): 105-123。
- 中川雄一郎・松村善四郎, 1985, 『協同組合の思想と理論』東京: 日本経済評論社
- 子島 進, 2002, 『イスラームと開発—カラーコラムにおけるイスマール派の変容』京都: ナカニシヤ出版
- バーチャル, ジョンストン, 1997, 『コープ—ピープルズ・ビジネス』東京: 大月書店
- 原洋之介, 1997, 「開発概念の諸相」『開発と文化1 いま, なぜ「開発と文化」なのか』東京: 岩波書店
- ブルデュー, ピエール, 1993, 『資本主義のハビトゥス—アルジェリアの矛盾』東京: 藤原書店